



教委体第1754号
教委文第2055号
令和3年9月22日

各県立学校長 殿

体育保健課長
文化課長

新型コロナウイルス感染症に伴う部活動について（第11報）

9月22日に開催された「大分県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、本県における感染状況の評価が「ステージⅡ」へ移行したことから、9月27日からしばらくの間、基本的な感染症対策に加え、下記の事項について指導願います。

記

- 1 県内の学校との交流（合同練習や練習試合、合宿等）は認める。
- 2 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域以外の県外の学校との交流（県外へ出向いての練習試合や合宿及び招聘しての練習試合や合宿等）は認める。
その際においても、交流先都道府県の感染状況を確認し、その安全性や必要性を慎重に判断した上で実施するとともに、交流先都道府県に制限がある場合はそれを遵守すること。
なお、全国または九州学校体育団体・競技団体主催の大会への参加は認めるが、大会規程に基づき、許容される人数以外は厳しく制限すること。
- 3 合宿については、その必要性を慎重に検討した上で実施するとともに、基本的な感染症対策の徹底に加え、大部屋の人数制限、施設（部屋）の常時換気、食堂・浴場等共用場所の分散利用などの感染防止対策に係る計画を詳細に作成した上で、実施状況を必ず顧問が確認すること。
- 4 練習や練習試合での保護者等の参観は、感染症対策を講じた上で行うこと。
- 5 身体活動中は中央競技団体等が示しているガイドラインを遵守するとともに、身体活動中以外の場面では、必ず「マスク」を着用し、「1mを目安とした身体的距離の確保」を徹底すること。
— 身体活動以外の場面（例） —
(1) 更衣中 (2) 休憩中 (3) 食事中
(食事是对面を避け、不必要な会話は行わないこと。また、それ以外は、マスクを着用すること。)
(4) 帰宅中 (5) 準備や片付けの場面 (6) 控えベンチ内や補助員として活動する場面
(7) ミーティング等や生徒が集合する場面
- 6 活動後は直ちに下校し、コンビニなどに立ち寄ることなく速やかに帰宅すること。
また、合宿以外の部活動前後での集団での飲食はしないこと。

※文化部についても同様の扱いとする。

《 本件問い合わせ先 》

○運動部活動について

○文化部活動について

体育保健課 担当：吉野

文化課 担当：多嶋田

TEL097-506-5639

TEL097-506-5493